令和3年度第3回 東大和市個人情報保護審議会会議録

令和3年度第3回東大和市個人情報保護審議会

1 日時

令和3年8月11日(水)午前10時~午前11時まで

2 場所

東大和市役所会議棟第1・2会議室

3 出席者

(1) 審議会委員

会	長	田村	茂	出席
職系	务代理者	池田	陽子	出席
委	員	中間	建二	出席
委	員	古庄	野火	出席
委	員	鈴木	清一	欠席
委	員	奥田	真由	欠席
委	員	横山	昌明	出席
委	員	関田	賢治	出席

(2)市長

市 長 尾崎 保夫

(3)事務局出席職員

総務部 阿部部長

文書課 嶋田課長、吾郷係長

(4)説明員

諮問1 都市計画課 梅山副参事、田中係長

諮問2 障害福祉課 大法課長

諮問3 文書課 嶋田課長

4 議題

諮問案件

- (1) 東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例に関する事務の委託について
- (2) 重度障害者大学等修学支援事業の委託について
- (3) 委託先の変更について

報告案件

- (1) 法令等に基づくオンライン結合による外部提供について
- (2) 個人情報取扱事務の開始・変更・廃止について
- (3) 個人情報取扱事務の委託期間の更新について
- (4) 個人情報保護法の改正について

5 会議の公開

会議は公開により行った。傍聴者はなし。

6 審議会への提出資料

説明資料 (事前配布)

- (1) 諮問事項の帳票
- (2) 報告案件の帳票
- (3) 補足資料

1 開会

- **○阿部部長** それでは始めさせていただきます。委員の出席状況を報告してください。
- **〇嶋田課長** 委員8名中、欠席は2名ご連絡いただいております。会長は遅れて来られるということですので、欠席は2名とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。よって会議は成立しております。
- **○阿部部長** ありがとうございました。

2 委嘱状の交付

○阿部部長 着座にて失礼いたします。次第2の委嘱状の交付でございます。本日の会議から、委員の変更がございます。委嘱状の交付を行います。本来であれば市長より、直接交付をしておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、引き続き対面での接触を極力避けるという意味合いから、机の上に置かせていただきました。ご了承のほどよろしくお願いいたします。ここで、委員から自己紹介をお願いいたします。

〇委員 委員による自己紹介。

○阿部部長 ありがとうございました。

3 市長挨拶

- **○阿部部長** 続きまして、市長より、挨拶がございます。
- **○尾崎市長** 皆さん、こんにちは。市長の尾崎でございます。本日はご多忙のところ、東大和市個人情報保護審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。さて、市では、新型コロナウイルス感染症対策に全力で取り組んでおりますが、7月下旬以降、一日あたりの新規感染者数が国全

体では1万人、東京都においては5千人を超える日もあり、東大和市内におきましても若年層を中心に感染が急拡大し、危機的な状況が続いております。こうした中、新型コロナウイルスがもたらす様々な課題に迅速かつ的確に対応していくことが求められており、市におきましては、既存の事務に加え、事務内容の見直しや新たな事務の実施も求められていると認識しているところであります。事務内容の見直しや、新たな事務の実施に当たりましては、個人情報の適正な取扱いが、必要不可欠となってまいります。委員の皆様におかれましては、個人情報保護制度の適正な運営のために、引き続き、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。8月も半ばとなり、大変暑い日が続いておりますが、新型コロナウイルス感染症対策を含め、体調管理にはくれぐれもお気をつけいただきたいと思います。本日は、よろしくお願い申し上げます。

○阿部部長 ありがとうございました。

4 審議会への諮問

○阿部部長 次に審議会への諮問でございます。こちらも、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、読み上げのみを行うことといたします。諮問書については、会長の机の上に置かせていただきました。また、内容につきましては、皆様に配布させていただいた資料と同様でございますので、よろしくお願いいたします。審議会への諮問。諮問事項も私から読み上げをさせていただきます。1「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例に関する事務の委託について」、2「重度障害者大学等修学支援事業の委託について」、3「委託先の変更について」でございます。なお、市長は他の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。ご了承のほどよろしくお願いいたします。

それでは、諮問事項ただいま3件ございますが、この先の進行につきましては、会長職務代理者に お願いいたします。よろしくお願いいたします。

5 諮問事項の審議

諮問1

- **〇会長職務代理** それでは、「令和3年度第3回東大和市個人情報保護審議会」の審議を始めます。まず、諮問1の「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例に関する事務の委託について」審議を行います。担当課の説明を求めます。それでは、説明をお願いいたします。
- **〇梅山副参事** おはようございます。私、都市建設部副参事の梅山と申します。よろしくお願いいた します。
- **〇田中係長** 都市計画課地域整備係長の田中と申します。よろしくお願いいたします。
- ○梅山副参事 諮問1「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例に関する事務の委託について」ご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。初めに、諮問資料の3ページをお開きください。この3ページの下の方に、破線で囲われた部分、諮問の理由でありますけれども、東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例、このあとマンション条例と称させていただきます、に基づく管理不全の兆候のあるマンションに対する調査業務について、マンションに関する専

門的な知識やノウハウを有する者に委託したい、というものでございます。

背景と経過についてご説明いたします。東京都では、マンションの管理不全を予防し、適正な管理を促進することなどを目的として、平成31年3月にマンション条例を制定いたしました。このマンション条例では、取り組みの1つの柱としまして、管理状況届出制度というものが用意されてございます。管理状況届出制度は、該当するマンションに対して、管理組合の有無ですとか、管理規約の有無ですとか、総会開催の有無、また連絡先などのマンションの情報を市に届出を義務付けるというものでございます。市では、令和2年度から、事務処理特例制度によりまして、東京都マンション条例に基づく事務の一部を担っておりまして、令和2年度中に、全ての届出が必要なマンションから届出をいただいたところでございます。このうち、一部のマンションにおきまして、管理組合がない、管理規約がないなど、管理不全の兆候が見られますことから、東京都マンション条例の第17条第1項に基づき調査を、これを委託により実施しようとするものでございます。調査の委託に当たりましては、マンションの届出書、届出用紙というものがございますが、そちらに記載された氏名や住所や、電話番号といったものが必要になりますことから、今回個人情報保護条例第7条2項に基づき、事務の変更についてご報告申し上げるとともに、同じく第10条第2項に基づき、事務の委託についてご意見を伺うものであります。

諮問資料の5ページをお開きください。あと併せて、補足資料の1ページをお開き願いますでしょうか。まず、諮問資料の5ページのほうからですが、まず5番の事務の名称でございますが、マンション条例に関する事務でございます。6番、事務の目的は、マンションの管理不全を予防するために、該当するマンションに情報の届出を義務付け、調査、助言、指導を行うことを目的としてございます。7番、対象者の範囲でございますが、実線で囲んでおります部分、管理不全の兆候があるマンションの区分所有者、これを追加してございます。下のほうにいきまして13番、委託・再委託の有無につきましても、実線で囲っております部分、委託を有と変更してございます。

諮問資料の7ページ、及び補足資料の2ページをお開きいただきたいと思います。諮問資料の7ページのところでございますけれども、真ん中あたりにございます6番、委託の内容・理由につきまして、まず、内容につきましては、マンション条例第17条第1項に基づく調査でございまして、具体的には①外観目視等による建物及び設備並びに敷地の維持管理状況の調査、②管理組合の運営状況に関する調査、でございます。理由につきましては、調査の業務は、マンションに関する専門的な知識やノウハウを必要とするため、委託により行うこととしたい、としてございます。

続きまして、補足資料の2ページをご覧いただけますでしょうか。一番上の(4)の委託先・委託期日及び委託内容をご覧ください。①委託先につきましては、「一般社団法人 東京都マンション管理士会」を予定しております。②委託期日につきましては、令和3年10月以降を予定しております。

次に、補足資料の4ページをお開きください。A4の横で図を載せてございます。この調査の実施のスキームを表した図でございますが、このスキームにつきましては、市とマンション管理士会と、委託契約後に、①のところをご覧ください。市からマンション管理士会に対して、調査の対象マンションについて情報提供をいたします。市町村とマンションの管理組合を繋ぐ②でございますが、市と対象マンションで調査の日程調整を行います。次に③としまして、これは市とマンション管理士会で

調査の日程調整をいたします。その後は、担当のマンション管理士会が直接管理組合と連絡をしてヒアリングを行ったり、その結果を報告したりということで、最終的には®がございます。マンション管理士会から市に対して、調査結果の報告をすると、こういうような流れを予定してございます。私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- **〇会長職務代理** 説明が終わりました。何か質問がありましたらお願いいたします。どうぞ。
- **○委員** 素朴な疑問なのですけれども、これはこちらの調査業務実施スキームを見ても、基本的にやりとりはマンションの管理組合ということだと思うのですけれども、これを見た時の素朴な疑問なのですけれども、基本的になぜこれは、区分所有者の住所・氏名が全部必要だということなのですけれども、これを見ると。その必要性がどこまであるのかなと、疑問に思ったものですから。
- 〇会長職務代理 どうぞ。
- ○梅山副参事 ご質問ありがとうございます。ご指摘のとおり、今回管理不全の兆候があるマンションが一部見られたのですが、管理組合自体が結成されていない、存在していないというものがございました。お見込みのとおり、本来は個別の区分所有者さん、居住者さんの情報はいらないのですが、組合の連絡先がないと、やはり101号室の何々さん、102号室の何々さんにどうしても連絡を取らないといけないということがありまして、その必要最小限の情報だけ、連携しようと考えてございます。以上でございます。
- **〇委員** 管理組合があったとしても、やはりその情報は伝えるということなのですか。
- **〇梅山副参事** 管理組合があった場合には、管理組合の連絡先とか理事長さんがどなたかというのは こちらで承知しておりますので、その場合には区分所有者さんの情報は渡すことなく、管理組合の情報だけでやりとりをさせていただきます。
- ○委員 わかりました。ありがとうございます。
- **〇会長職務代理** ありがとうございました。ほかに何か質問は。はい、委員。
- **○委員** 届出についてなのですけれども、昨年届出があって、管理不全の兆候のあるマンションが確認されたので、それに対する調査のために委託をお願いするということなのですけれども、この届出というのは、そのマンション条例を見ると、変更とかある場合はまた新たに届出なのですけれど、これは毎年届出るというような性質のものではないという認識でよろしいですか。
- **〇梅山副参事** ご質問ありがとうございます。マンションの届出のタイミング、時期でございます。 まず1つ、届出情報に変更がない場合は、5年に1回更新をかけていくわけでございます。お見込み のとおり、5年間の間に何か内容に変更があった時には、随時変更届といったものが必要になってご ざいます。
- **○委員** そうすると、委託の期間のところを見ると、特に期間の定めがない記載になっているのですが、今回の届出に関する管理不全兆候のマンションに対する調査に対する委託というよりは、今後全ての届出に対する調査の委託という形で考えているのでしょうか。
- **〇梅山副参事** 今現在ご指摘のとおり、管理不全の兆候がないマンションであっても、このあといろいる状況が変わっていって、必要になる場合もあるかと思いますので、そのへんを見通した期間設定としてございます。以上でございます。

- ○委員では特に周期は設けていないということでよろしいでしょうか。
- **〇梅山副参事** お見込みのとおりでございます。
- **〇会長** ほかにご質問ございますか。はいどうぞ。
- ○委員 先ほど、管理不全という形の届出を事前にして、そしてその調査結果を集計して、3つほど それが出てきたという部分なのですが、東京都の施行規則を見ると、管理組合宛てに出して、そして それから今度は市長に出して、事務処理のトップなので市長だと思うのですが、先ほどの管理組合が ないというのは、どういう形で、区分所有者のそれぞれのそういう届出を出してほしいということの 案内を出したということなのでしょうか。それともう1点なのですが、東京都の条例施行規則を見る と、かなり予防するための必須事項ということで、管理組合や管理規約などあるのですけれども、その裏面には、防災の取り組みだとかバリアフリー化とか等々あるのですね。そういうところの、今回 の言うところは、管理組合がないというところで、もうそれはある程度、調査項目が、管理運営事項 と書いていますので、そのへんは外観のところだけ調査委託をすると、つまり②で管理組合の運営状況に関する調査ということなので、ないところはないわけで、それは要するに①だけと、確認ですけれども、なるのでしょうか。

○梅山副参事 ご質問ありがとうございます。1点目につきましては、お見込みのとおり管理組合が存在しないマンションが実際にございます。東京都から、令和2年3月に、まずマンションの管理組合があろうという想定の下、一旦書類を発送するのですが、中には返信されたものがございます。返信されたものについては、東京都が、東京都マンション管理士会に委託しまして、マンション管理士の方々が現地に行って、訪問をして、区分所有者さんの方に当たっていくと。それで、今年度組合はないけれど、理事長や代表の方いらっしゃいますかと、そういうような調査をして、特定をしていったというところでございます。

ご質問の2点目でございます。今回、調査の内容というところで、今ご質問をいただいたのが、諮問資料の7ページの6番の委託の内容のところかと思いますけれども、①外観目視等による建物及び設備並びに敷地の維持管理状況の調査、これは構造ですとか設備について、マンション管理士が専門的見地から確認をいたします。②は管理組合の運営状況に関する調査なのですが、ご指摘のとおり、管理組合がないとか規約がないという情報だけはわかっていますが、管理組合がなぜ結成されていないのか、キーパーソンとなる人やリーダーシップを取る人がいないのか、あるいは管理規約がないとしたら、どういうところにつまずいていて、課題があってそれができていないのか、そういうところをマンション管理士は専門的な見地から調査をして、必要な助言などを行っていくというようなスキームをひとつ考えているところでございます。以上でございます。

○会長 よろしいですか。はい。ほかにございますでしょうか。それではこのへんで審議の意見をまとめたいと思います。諮問1「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例に関する事務の委託について」は、提案のとおり承認したいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員一同 異議なし。

〇会長 ありがとうございます。それでは、本件については提案のとおり承認といたします。ご苦労様でした。

〇梅山副参事 ありがとうございました。

諮問2

〇会長 次に、諮問2「重度障害者大学等修学支援事業の委託について」を審議いたします。どうぞ 座ってください。それでは、担当課の説明をよろしくお願いいたします。

○大法課長 それでは、私、障害福祉課長の大法と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。 私からは、お手元の資料 1 1ページ「重度障害者大学等修学支援事業の委託について」、この事務の開始について報告及び事務の委託について、諮問をするものでございます。諮問の理由といたしまして 1 1ページに囲みで記載をさせていただいております。重度障害者の大学等への修学に必要な身体介護等の支援を提供するため、障害者総合支援法に規定する重度訪問介護を提供できる指定事業者に委託をしたいというものでございます。個人情報を取り扱う事務を新たに開始しようとするときは、審議会に報告することが条例第7条第4項に定められておりますことから、これに基づき審議会に報告するものでございます。また、個人情報を取り扱う事務の委託をするにあたりましては、あらかじめ事前に審議会の意見を聞かなければならないと、条例第10条第2項に定められております。これに基づきまして、委託をすることについてご意見を伺うものでございます。

それでは、補足の資料5ページに基づきまして、説明を申し上げたいと存じます。お手元の補足資料の5ページ、諮問案件説明資料をお開き願います。まず、諮問案件は、「重度障害者大学等修学支援事業の委託について」でございます。種別については、委託でございます。

(1)といたしまして、事務の名称と目的、事務の名称は、今、申し上げました「重度障害者大学等 修学支援事業」となります。事務の目的でございますが、「重度障害者の大学等(※1)への修学に必 要な身体介護等の支援を提供することにより、障害者の社会参加を促進する」ということでございま す。ここで(※1)ということで、補足の説明をさせていただいております。それにつきまして、用語 解説といたしまして、裏面の6ページの下に用語解説ということで書かせていただいております。こ の大学等でございますが、本事業における「大学等」とは、学校教育法に基づく大学等、いわゆる大学 院および短期大学を含みます。それから、高等専門学校、専修学校及び各種学校を指してございます。 5ページにお戻りください。(2)対象者の範囲でございます。対象者は、市の区域内に居住し、大学 等に在籍している者で、障害者総合支援法に規定する重度訪問介護の対象者要件(※2)に該当する 障害を有するものであります。こちらにも(※2)といたしまして、裏面の6ページに用語解説させ ていただいております。障害者総合支援法に規定する重度訪問介護の対象者要件というものでござい ますが、こちらは障害者総合支援法に基づきまして提供される重度訪問介護サービス、具体的な内容 は、重度の肢体不自由又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難があり、常に介 護を必要とする者に、自宅での入浴や排せつ、食事などの介護や外出時の移動支援を総合的に行うサ ービスでございますが、この重度訪問介護サービスを利用できる程度の障害を有する者と定義をして おります。5ページにお戻り願います。(3)個人情報取扱事務届出事項の内容でございます。個人情 報の項目といたしまして、大学等の修学に際し支援が必要な障害者の氏名、住所、生年月日、電話番 号、家族状況、学校、課税状況、公的扶助及び心身障害の種別等であります。(4)委託先、委託期日

及び委託内容でございますが、委託先は都道府県が指定した指定障害福祉サービス事業者でありまして、本事業を実施することの登録をした事業者でございます。委託の期間でございますが、令和3年9月3日から令和4年3月31日まででございます。6ページをご覧ください。③といたしまして、委託内容でございますが、支援が必要な重度障害者が大学等において修学するに当たり、大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等の支援を提供する業務を委託するものでございます。

(5)でオンラインの結合でございますが、本件においては、対象外でございます。(6)目的外利用・ 目的外提供の内容でございますが、こちらも対象外でございます。

以上、申し上げました事務に関しまして、事務を委託することにつきまして、ご意見を伺うもので ございます。どうぞよろしくお願いいたします。

〇会長 ありがとうございました。説明が終わりました。何か質問等がございましたらお願いします。 委員。

〇委員 この委託については、1年間で終わりになるのですか。大学とか、高等専門となると4年間とか通われることが多いと思うのですけれど。その先は。

○大法課長 委員のおっしゃる通りでございまして、大学等だと当然4年間ということになります。ここで1つこの事業を行うに当たりまして、国の補助事業でやっているものであるのですけれども、補助の対象の要件といたしまして、大学等の要件というものもございます。それは、大学等においても、この障害者に対する合理的配慮というものもすべきであると、それが整わない当面の間、こういう制度を使って障害者を支援しなさいというものでございます。でございますので、私どもといたしましても、その1年、1年で、大学としても、障害者のある方に対する支援体制の構築状況、そうしたものを改めて書面で提出させて行こうということが、それは国でも求められておりますし、市でも逐一年度末に確認していこうと思っております。おそらく常に国、大学及び市においても、今の状況など確認し合って行きますので、そこで途切れるということはございませんが、一応区切りをもって、年度末で一度、大学の状況を確認させていただくと。それが我々の求めるものと合致しておれば、また引き続きこの利用者に対する支給提供していこうという作りでございますので、一応年度で切らせていただいてという状況でございます。

- **〇委員** ありがとうございました。
- **〇会長** ありがとうございます。委員。
- **〇委員** 今回の事務の委託については、当市においては大学等への重度障害者の進学のケースが初めて出てきたことによっての委託という理解でよろしいでしょうか。
- **〇大法課長** おっしゃるとおりです。
- 〇会長 委員。

○委員 それに関連することなのですが、9月3日からの委託ということで、今、現在そういう対象の方がいらっしゃって、そういう形のおそらくこの補助事務の中で、対象となるという話ですが、そうすると、今、現在はどういう形で、大学等であれば、オンライン授業という形でなっているから、それほどそういう支援とかないけども、とそういうふうに理解しました。今、現在はどういう支援のメニューがされているのか、そこだけ確認してください。

○大法課長 今、現在につきましては、今回、委員から頂戴いたしましたとおり、今回初めてこの事業ということで、活用させていただきたいという話が、4月に冒頭にございました。でございますので、改めて近隣の市で、東京都内でやっているところは4区、それから3市でございます。やはり聞くと、こういう当事者が現れたときに改めて制度化するという状況でございます。当市におきましても、いろいろお話を聞きまして、とりあえず1学期につきまして、やはりオンラインが多いということ、それから通学も多少あるということですけれども、そこにつきましては、具体的に申し上げると、お父様が支援していると、学校への通学、送迎、それから学校の敷地内の支援ということは、お父様がやってらっしゃるということで、あとは大学等の支援も含めまして、今、対応しているというとこで、そこはご両親の方々も含めまして、ご納得いただいてやっていただいていると。2学期からにつきましては、この大学等修学支援事業、もしこちらで可能であれば、こちらで対応していこうという話は、一応当事者の間で取り交わされているというところでございます。

〇委員 ありがとうございました。

○会長 ほかございますか。すみません、私から1点お伺いします。内容的には今の委員の質問に似通ったものなのですが、障害の程度や内容によって、支援の中身が変わってくると思うのですが、身体介護、支援ということですが、具体的にどのようなものを想定、要するに当事者の障害者の方の要望することを支援してくれるのか、その支援の内容に制限があるのか、そこをお聞きしたいと思います。

○大法課長 具体的に想定しておりますことが、例えば大学の敷地内における身体介護、例えばトイレ介助ですとか、食事の介助、あとは学ぶにあたって、やはり体の不自由な方がいらっしゃいますので、傍に付き添ってものを前に提示したりということで、そのような支援があるということで想定をしております。あと、逆に対象にならないという事業がございまして、そこは例えば大学からの帰宅途中における余暇活動、そういうものへの支援はこの大学等修学支援事業に入っておりません。あとは、修学にかかわらない活動、いわゆるサークル活動というものですけれども、そちらもこの事業の対象にはならないというつくりになっております。今、いった帰宅途中における余暇活動、そうしたこの支援が必要ということであれば、別途、また障害者総合支援法に基づく重度訪問介護サービスというものを、あるいは移動支援というサービスがございますので、そうしたものを活用していただくということを想定しております。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。そうすると、修学支援とその他というのは分けて支援をしていくと。 そのへんは、支援する側が話し合うのか、この支援する団体のほうで、事業者のほうでここまでとい うふうに、そういった制限をするのか。そのへんは、話し合いの中でできるのかなと思うのですけど、 何か取り決めみたいなものというのはあるのでしょうか。

○大法課長 実際にやるに当たっては、その利用者の方、それから我々が委託する事業者がございますので、その利用者と事業者の間で、どういう支援が必要なのかということを十分に話し合ってもらいまして、一応我々が想定しております、先ほどのような支援の内容というものに基づいて実行していただくということを想定しております。

〇会長 わかりました。ありがとうございました。ほかにございますか。よろしいでしょうか。それ

では、このへんで審議会の意見をまとめさせていただきます。諮問2「重度障害者大学等修学支援事業の委託について」は、提案のとおり承認としたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員一同 異議なし。

〇会長 ありがとうございます。それでは、本件については提案のとおり承認とさせていただきます。 どうもありがとうございました。

諮問3

〇会長 次に諮問3「委託先の変更について」を審議いたします。事務局の説明を求めます。

〇嶋田課長 失礼いたします。それでは、諮問3「委託先の変更について」事務局からご説明いたします。

19ページをお開きください。委託先変更についての諮問の理由でございますけれども、各課で行う個人情報取扱事務の委託先に変更があったため、諮問を行うものであります。

21ページをお開きください。字が小さくて大変恐縮でございます。横書きの一覧表になっております。表の上から単純な委託業者の変更を除きまして、抜粋してご説明をさせていただきます。No.1子育て支援課の子どもショートステイ事業であります。前年度までの委託先は、協力家庭のみでありましたが、令和3年度新たな委託先としまして、児童養護施設れんげ学園が加わっております。次にNo.2保育課の子どものための教育・保育給付事務であります。前年度までの委託先に加え、令和3年度は新たな委託先として、谷里保育園分園が加わっております。次に1つ飛ばしまして、No.4障害福祉課の障害者緊急時よりそい支援事業であります。本事業は、令和2年度第9回、これは令和2年度の最終でございますけれども、この個人情報保護審議会に諮問をし、令和3年度から新たに始まった事業であります。諮問時点では、委託事業者が未定でありましたが、記載のとおり委託先が決定しましたことから、今回諮問するものであります。そのほかのNo.3、5、6、7につきましては、契約時の見積もり合わせの結果や委託先事業者の事業からの撤退、また事業所の閉鎖や事業の一部終了などの理由によりまして、委託先事業者が変更となったものであります。説明は以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

○会長 ありがとうございました。説明が終わりました。何か、質問等がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。私から1点だけいいですか。この委託先が変更する場合、また新たに決まった場合には、この委託先との取り交わしというのは、どのような形で行われていくのか。今までも継続してあったわけですけれども、基本的なところでもう一度お願いします。

〇嶋田課長 只今、会長からご指摘がございましたとおり、様々な理由によりまして委託事業者の変更等、当然契約ですのでございます。当然その仕様書等のなかで、特記事項としまして、いわゆる個人情報取扱事務ですとか、そういったところの注意点というのは、きちんと仕様書にうたわれておりますので、そういったところにご留意をいただきながら、個人情報の取り扱いについては、慎重に行っていただくということは、当然、仕様書の中に埋め込みまして、新たな事業者にも、それを遵守していただく、そういったことは徹底しているところでございます。以上でございます。

〇会長 ありがとうございました。ほかにございますか。よろしいですか。それではないようですの

で、このへんで審議会の意見をまとめさせていただきます。諮問「3委託先の変更について」は、提案のとおり承認としたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員一同 異議なし。

〇会長 ありがとうございます。それでは、本件については提案のとおり承認といたします。ありが とうございました。以上をもちまして、諮問案件の審議は終了いたしました。

6 審議会への報告

○会長 引き続きまして、報告案件に移りたいと思います。報告案件の(1)法令等に基づくオンライン結合による外部提供について、(2)個人情報取扱事務の開始・変更・廃止について、(3)個人情報取扱事務の委託期間の更新について、(4)個人情報保護法の改正についてを一括して事務局から説明を求めます。

〇嶋田課長 それでは報告案件につきまして、事務局からご説明いたします。 23ページをお開きください。本日の報告事項は記載のとおり4件ありますので、順次ご説明いたします。

25ページをお開きください。報告1、法令等に基づくオンライン結合による外部提供について。 事務担当課は会計課、事務の名称は源泉徴収事務、税務署及び地方公共団体とオンライン結合し、源 泉徴収票及び給与支払報告書に係る情報を送付するという内容の変更であります。

27ページをお開きください。表の中の9欄及び15欄の囲み部分が変更点であります。15欄(5)変更の理由でありますが、会計課で提出している法定調書のうち、源泉徴収票及び給与支払報告書について、従来の紙及び光ディスク(CD—RW)に加えてeLTAXでも行うことができるようにするための変更、これは提出方法の選択肢を増やすための変更であります。なお、提出先は、税務署及び給与の支払いを受けている者の住所所在の市町村となります。飛びまして30、31ページをお開きください。それぞれ源泉徴収票及び給与支払報告書に関する事務の流れの表となっておりますので、ご確認いただければと思います。それぞれの表の左から4つ目の四角です。ここに新たにeLTAXが加わるという内容となっております。以上で報告1を終了いたします。

次に33ページをお開きください。報告2、個人情報取扱事務の開始・変更・廃止についてであります。33ページから34ページにかけて一覧表でお示ししておりますが、今回7つの課におきまして、個人情報取扱事務の開始が4件、変更が2件、廃止が6件、計12件の届出がありました。それでは資料に基づきまして、届出の概要をご説明申し上げます。

35ページをお開きください。事務担当課は企画課、事務の名称は総合計画事務の変更であります。 市の将来や街づくりに関心をもってもらうため、市立中学校の生徒を対象に絵画コンクールを実施することに伴う変更であります。6欄、7欄及び15欄の囲み部分が変更点であります。

37ページをお開きください。企画課で、特別定額給付金給付事業の廃止であります。令和3年3月31日で同事業が完了したことから、事務の廃止を届出るものであります。

38ページをお開きください。防災安全課で、東大和市国土強靭化地域計画策定事務、個人情報取扱事務の開始であります。東大和市国土強靭化地域計画の策定にあたり、計画案についてパブリックコメントを実施することから事務を開始するものであります。

40ページをお開きください。地域振興課で、外国人おもてなしボランティア事業事務の廃止であります。オリンピック開催等に係る、東京都との共催済事業でありましたが、令和3年度の事業計画がなかったことから、令和3年3月31日付で事務を廃止するものであります。

41ページをご覧ください。子育て支援課で、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)支給事業の開始であります。新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、心身等への負担及び家計悪化等の損害を受けた低所得の子育て世帯を見舞う観点から、当該世帯の生活を支援するため給付金を支給する事務を開始するものであります。

43ページをお開きください。子育で世帯への臨時特別給付金支給事務、続きまして44ページ、ひとり親世帯への臨時特別給付金支給事業、45ページ、新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭支援事業、以上3件はいずれも子育で支援課所管で令和3年3月31日付で事業を終了したため、事務の廃止を届出るものであります。大変申し訳ございません、ここで資料の訂正をさせていただきます。ただいまご説明いたしました45ページ、新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭支援事業の、4、廃止年月日が令和3年7月31日となっておりますが、正しくは令和3年3月31日であります。お詫び申し上げ訂正をさせていただきます。

46ページをお開きください。保育課で、第二学校給食センター跡地の利活用並びに市立やまとあけばの学園の廃園及び市立狭山保育園の段階的な廃園の検討事務の開始であります。第二学校給食センター跡地の利活用並びに市立やまとあけばの学園の廃園及び市立狭山保育園の段階的な廃園の検討についてパブリックコメントを実施することから事務を開始するものであります。

48ページをお開きください。教育総務課で、東大和市学校施設長寿命化計画策定事務の開始であります。東大和市学校施設長寿命化計画の策定に当たり、パブリックコメントを実施することから事務を開始するものであります。

50ページをお開きください。教育指導課で、教育指導・相談事業の変更であります。15欄の囲み部分が変更点でありますが、スタディ・アシスト事業を実施する上で、参加生徒の学力判断及び志望校の判定を行うために必要なデータ分析を得ることができる全国統一模擬テストを再委託により実施するため、変更するものであります。

52ページをお開きください。教育指導課で、アメリカン・サマーキャンプ事業事務の廃止であります。令和3年3月31日付で、事業を終了したため、事務の廃止を届け出るものであります。以上で報告2を終了いたします。

53ページをご覧ください。次に報告3、個人情報事務の委託期間の更新についてであります。55ページから75ページまで、一覧表にして記載をしておりますが、215件の事務・事業について、令和3年度も令和2年度と同じ委託先で委託期間を更新しております。膨大な量になりますことから、1件ごとの説明は省略させていただきます。以上で報告3を終了いたします。

次に77ページをお開きください。報告4、個人情報保護法の改正についてであります。79ページをお開きください。こちらの資料から抜粋して読み上げ、説明に代えさせていただきます。令和3年5月に、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されました。このデジタル社会形成整備法においては、個人情報の保護に関する法律を改正し、同法、それから行政機関

の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律、 この3つの法律を統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律にお いて全国的な共通ルールを規定し、その所管を個人情報保護委員会に一元化することとされておりま す。今回の法律改正によりまして、国の行政機関、独立行政法人、民間事業者、地方公共団体といった すべての団体に個人情報保護法が適用されることとなり、同法の施行までの間に、法律の趣旨・目的 及び関係規定に照らして、当市の条例を改正することとなります。主な改正内容につきましては、次 ページ以降に改正の概要、及びスケジュール案を添付しておりますので、説明は省略させていただき たいと存じますが、個人情報保護審議会に関する改正内容で1点だけ触れさせていただきます。この 資料にも記載させていただいております、①審議会への諮問というところを読ませていただきます。 改正後の個人情報保護法においては、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく 意見を聞くことが「特に必要である」場合に限って、審議会等に諮問することができると規定されま した。※印で書いてありますけれど、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型 的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることは、今回の法改正の趣旨に照らして許容されな いとされております。今回の法改正に関しましては、7月に国の第1回目の説明会がオンラインで開 催され、11月ごろに第2回目の説明会が予定されております。文書課としましては、令和5年春の 法施行に向けて、情報収集に努め、個人情報保護審議会の委員の皆様への適切な情報提供を行うと共 に、条例改正等の必要な手続きを進めてまいりたいと考えております。以上で私からの報告、説明を 終了させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

〇会長 はい、ありがとうございました。報告が終了しました。質問等ございましたらよろしくお願いします。はい、委員。

○委員 1点だけ法改正に絡む審議会の部分なのですけども、特に必要がある場合に限って審議会に 諮問することができる、今はたぶん諮問しないといけないという規定かと思うのですけど、諮問する ことができるというふうに変わって、その特に必要である場合というのが、今だと外部委託とかにつ いて、諮問が行われていることが多いかと思うのですけれども、この委託とかについては特に必要で ある場合に含まれるのでしょうか、どうなのでしょう。

〇嶋田課長 正直まだ私も法律の細かいところまでは読み込んでおらない状況で大変恐縮なのですけれども、特に必要であると認められる場合というのは、ごく限定的に解釈されると理解をしております。ですから、今、委員が仰られるように、今までのような形でたくさん審議会に諮問させていただくということは、基本的にはそのへんも含めて、国全体で統一化したルールという形で考えられておりますので、審議会に諮問するものというのは、本当に例外的に外れるものというような認識を今持っております。ですので、そういった意味でも、審議会条例も非常に作りをこれからテクニカルなところも含めて、事業者の支援も取り入れながら考えなければいけないと思っておるのですが、今のところそういうような理解をしております。以上でございます。

○委員 ありがとうございます。

〇会長 ほかに何か、よろしいでしょうか。それではまとめたいと思います。特に質問ないようですので、以上で報告を終了させていただきます。

○会長 以上で本日の議題はすべて終了いたしました。なお、承認となりました諮問につきましては、 審議会の意見として「取り扱う個人情報は、情報漏れがないように十分注意し、適切に管理すること」 を付帯意見とさせていただきまして、本日の会議録の承認及び市長への答申につきましては、会長に 一任していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○委員一同 異議なし。

7 閉会

○会長 ありがとうございました。ほかに何かありますでしょうか。すみません、私、遅れまして申し訳ございませんでした。特にないようでしたら、これをもちまして本日の「個人情報保護審議会」を閉会したいと思います。長時間にわたり、ご協力ありがとうござました。事務局から連絡事項があればお願いします。

〇嶋田課長 本日は長時間にわたり、またお暑い中ご審議いただきまして誠にありがとうございました。次回の個人情報保護審議会は、皆様からのご意見頂戴いたしまして、10月27日水曜日午前10時から、こちら会議棟の2階になります。第7・8会議室にて行いたいと思います。どうもありがとうございました。次回の審議もどうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

〇会長 ありがとうございました。それでは終了させていただきたいと思います。皆さんご苦労様でした。